

O T A と連携した遊び・体験メニュー利用促進事業委託仕様書

1 事業名

O T A と連携した遊び・体験メニュー利用促進事業

2 目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、落ち込んだ観光需要を早期に回復し、宮崎県内への旅行商品購入者に対し、遊び・体験メニューを付与することで、さらなる観光需要の取り込みを図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和4年3月11日（金）まで

4 業務概要

(1) 参加事業者の募集

・広く県内体験メニュー事業者に本事業を周知・案内し、参加する事業者の獲得を図ること。

(2) クーポンの提供

対象：県内に訪れる旅行者（対象者の居住地は全国）

※対象者は新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、変更があり得る。

提供：遊び・体験メニュー予約時

期間：令和3年7月22日（木）～令和4年2月28日（月）

※キャンペーン期間は新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、変更があり得る。

※原資配布は、前月までの利用実績により、予算の範囲内で行う。

(3) キャンペーンの周知及び展開

・宮崎県の遊び・体験メニューに特化したキャンペーンページを作成し、利用促進に資するプロモーションを実施すること。

・メインターゲット及びメインターゲットを意識した効果的な提案を行うこと。

・運用について不具合が生じた場合は、速やかに対応を行うこと。

5 成果品及び成果報告書の提出

(1) 提出する成果品

ア 事業終了後、事業の全体概要、ページ閲覧者の属性、アクセス数及び予約数等をまとめて業務報告書として委託期間内に提出すること。また、必要に応じて進捗状況の報告を行うこと。

イ 上記をまとめて製本したものを、2部及びその電子データをCD-Rで1部提出すること。

※成果物の仕様はA4縦、横書き、左綴じとする。

ウ その他参考資料を提出すること。

(2) 提出先

公益財団法人宮崎県観光協会

6 その他

- (1) 本業務の実施及び本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議・連絡の上、事業を進めること。
- (2) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。
- (3) 業務内容の詳細については、企画提案により請負業者が特定した後、実施主体との協議により変更することがある。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等は、必要に応じて委託者と協議の上、対応することとする。
- (4) 原則として、本事業の全部又は一部を第三者に委託または請け負わせてはならない。ただし、委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (5) 受託者が制作したデータや写真、イラスト等の著作権は全て委託者に帰属する。